

お知らせ

令和元年7月31日
防災危機管理課

平成30年7月豪雨災害に係る被災者生活再建支援金 (基礎支援金)等の申請期間の延長について

1 被災者生活再建支援金（基礎支援金）について

平成30年7月豪雨災害により、住宅が全壊又は大規模半壊した世帯、住宅が半壊又は敷地に被害が生じその住宅をやむを得ず解体した世帯に対し支給される被災者生活再建支援金のうち基礎支援金の申請期間が下記のとおり延長されました。

【申請期間の延長について】

- 対象災害 平成30年7月豪雨災害
- 対象市 宇和島市、大洲市、西予市
- 延長期間 令和2年3月31日（今年度末）まで延長
※被災日から13月を経過する日（R元. 8. 4）が
支援法上の申請期限

2 被災者生活再建緊急支援金（本県独自支援分）について

昨年度、被災者の生活再建等のため、本県独自に実施した「被災者生活再建緊急支援事業」について、住宅が半壊し又は敷地に被害が生じ、やむなく解体等した対象世帯の支給金の申請期間も今年度末まで申請期間を延長しました。

【問い合わせ先】

愛媛県県民環境部環境局防災危機管理課
担当 上田 陽一郎
電話番号：089-912-2317（内線 3448）
FAX 番号：089-941-2160